

財団法人 江副育英会 理事長

江副 浩正さん

今回は、株式会社リクルートの創業者であり、現在は財団法人江副育英会理事長として、若手芸術家の支援活動に携わっている江副浩正さんにお話をうかがった。

江副さんは、リクルート事件の被告人となった経験から、近著で、取調べの全面可視化や裁判員制度改革等、刑事司法改革についての提言を行っている。インタビューでは、リクルート事件での勾留や取調べの経験、判決についての思い、ご自身の体験に基づく刑事司法改革のあり方などについて、率直なお話をうかがった。

(聞き手・構成：石原 修，山添 健之)



——江副さんは、2009年に、相次いで著書を出版されていますね。リクルート事件での自らの経験をまとめられた『リクルート事件・江副浩正の真実』と、取調べの全面可視化等の司法改革についての提言をまとめられた『取調べの「全面可視化」を目指して—リクルート事件元被告・弁護団の提言』（リクルート事件弁護団との共著）ですが、このような著書を出版されたきっかけは何だったのですか。

2009年5月に裁判員裁判が開始されましたが、いろいろな点で問題がある制度だと思っていました。また、取調べが密室で行われていることについても、自ら取調べを受けた経験から非常に問題があると考えており、著書を出版することによって、制度変更についての問題提起をしたいとの思いがあったからです。

あわせてそれぞれの英文版も出版しましたが、外国からの圧力によって、制度がよりよい方向へ行くと思ったからです。

——リクルート事件において、捜査段階で自白調書を作成されており、自白調書作成までの検察との「攻防」については、著書にも詳しく書かれていますが、不本意な自白をせざるを得なかった最大の理由は何でしたか。

取調べのときに検察官に壁に向かって至近距離で

立たされたり土下座をさせられるなど、厳しい取調べもありましたが、拘置所での生活が耐えられなかったというのが大きな理由です。私は結局、113日間にわたって逮捕・勾留されたのですが、このように長期間勾留されることで、社会に適応できない人格になってしまうのでは、という恐怖を感じていました。そのような心境のなかで、検察官から「この調書に署名すれば早期に保釈する。さらに起訴時の求刑も軽くする」と声をかけられて、抵抗しきれずに調書に署名し保釈を受けました。

——逮捕前は一流の経営者としての生活を送られていたわけですから、やはり逮捕前と逮捕後の生活のギャップは大きかったですか。

食事については、あまり不満がありませんでした。屈辱的だったのは、番号を振られて、番号で呼ばれることです。また、狭い部屋で、ほとんど外も見られないところで生活することを強いられて、視野の狭窄状態に陥っていたこともつらかったです。私は大学時代に心理学を学びましたが、ケージで育てられたラット（シロネズミ）と普通の状態ですぐ育てられたラットでは、全く寿命が違うという結果があるということを書物で

読んでいましたが、人間も同じだと思いました。私が勾留されている頃は、東京拘置所が建て替えられる前で、接見時に外を歩いて接見室に向かうこともあったのですが、今はそれもなくなくなったと聞いていますから、今東京拘置所に勾留されている人は、もっとつらいでしょう。

—勾留中に、東京拘置所の他の収容者から、手紙が送られて来たそうですね。

はい。勾留当初は接見禁止がついており、手紙は一切届けられなかったのですが、接見禁止が解除された途端、大量の手紙が、他の収容者から送られて来ました。みな、私と同じ拘置所に勾留されていると知っていたのでしょうね。内容は、「文通をしたい」というものから、「今の弁護人を代えたいから、よい弁護人を紹介してほしい」というものもありました。

—江副さんは、ご自分の公判で、自ら、捜査担当検事に尋問をしたそうですね。

普通はしないこととは聞いていましたが、検察官が公判で話すことと実態とがあまりにも違うので、裁判所に本当のところを理解してもらいたいとの思いがあって、尋問をしました。

—大阪地検特捜部の証拠改ざん事件等があって、特捜部の取調べ手法について国民から厳しい視線が注がれていますが、江副さんが取調べを受けた昭和63年から平成元年頃は、特捜検事が問題のある捜査・取調べを行っていることは、多くの国民は思ってもいなかったことですね。

リクルート事件以前から、たとえばダグラス・グラマン事件や、ロッキード事件等があり、特捜の捜査手法について告発する書籍等は出版されていましたが、多くの国民や、裁判官にとって、司法試験に合格したエリートがそんなことをするはずはない、という感覚が強かったと思います。私は、自ら特捜の厳しい取調べを経験していますから、今回の大阪地検特捜部の事件を聞いても、「検察官ならやりかねない」という感想しか持ちませんでした。

—リクルート事件の公判は、13年間、322回にも及んだわけですが、その間はどのような思いでしたか。

基本的に週一回、朝から夕方まで自分の公判がありますし、分離されている公判に証人として出廷することもありました。それに加えて、弁護団との打ち合わせも行っていましたから、ほとんど、裁判に関することしかできませんでした。

私は、分離されている公判に証人として出廷する際は、宣誓をするわけですが、自分の公判では宣誓できませんでした。当然のことなのかもしれませんが、私は、自分の公判でも宣誓した上で証言をしたかったです。「宣誓していないのだから嘘をついている」と思われたくありませんでしたから。

—第一審では、執行猶予付きの有罪判決がくだされて、それに対して控訴をしなかったわけですが、控訴しないという決断をした理由は何ですか。

一審の結果には大変不満でしたが、「収賄側」として被告人とられた方々が、全て有罪が確定していたからです。また検察側も控訴しなかったからです。そのような状況で、控訴して闘っても、時間とお金の無駄と考えました。

—裁判をたたかう上での経済的負担は、江副さんにとっても大きかったですか。

弁護士費用を支払うのはやむを得ないとしても、検察側証人の出廷日当まで負担させられるのは、納得がいきませんでした。検察側は、有罪の立証責任を負っているのであり、それに要した費用を被告人に負担させるということは、おかしいと思っていました。

私について言えば、リクルート株の売却益を裁判費用に使わなかったら、万全の弁護団体制を組むこともできず、実刑になっていたのでは、という思いもあります。

—リクルート事件では、捜査が開始される前から、メディアによる報道が過熱し、連日リクルート事件についてトップで報道されるという状況が続いたわけですが、メディアに対しては、どのような感想をもっていますか。

取調べの全過程の録音録画をぜひ実現していただきたい。
自ら密室での取調べを受けた経験から、
制度変更の問題提起をしたいとの思いがあります。

江副 浩正

第四の権力としてのメディアの力は非常に大きいと思います。ロッキード事件もそうでしたし、リクルート事件も新聞報道が端緒となった事件ですが、メディアの報道を、検察が後追いで事件にするという構図がありました。

また、収賄側として起訴された方が第一審で無罪判決を勝ち取ったことがありますが、その際の報道は、「検察の捜査に問題があった」というものではなく、「有罪にできないのであれば、法律を改正する必要がある」といった論調もありました。メディアとしては、自分たちがこれまで有罪方向の報道しかしなかったの、無罪判決を批判したのでしょうか。

——裁判員制度については、どう考えておられますか。

裁判員制度については、いろいろな書籍が出版されていますが、私は、問題の多い制度だと思っています。

その理由として、裁判員裁判が、強盗殺人などの重大犯罪を対象としていること、裁判員の資格が20歳以上となっていて、社会経験がほとんどない国民でも裁判員となれること、それと裁判員に守秘義務が課されており、評議の内容を他者に話すことができないことがあります。

知人の裁判官から聞いた話ですが、職業裁判官ですら、死刑判決を書くことについては精神的負担が大きく、死刑判決を書いたことの精神的負担がきっかけで、裁判官を辞められる方もいるそうです。ましてや、一般の国民、特に20歳そこそこの若者が死刑判決を言い渡さざるを得ない状況に追い込まれ、その精神的な負担について、たとえば酒の席で仲間に話すことで和らげることも許されない。そのような制度が正しいとは到底思えません。そういったことから、私は裁判員制度には反対です。

国民の社会常識を反映させるのであれば、たとえば離婚事件等、より適切な事件があるのではないのでしょうか。私も妻から離婚を求められて、離婚事件の当事者になったのですが、その際には、裁判官よりも、社会経験豊富な有識者に判断してもらいたいということ強く思いました。

——江副さんは現在、財団法人江副育英会の理事長として、音楽家を目指す若者の支援活動を行っているとのことですが、このような活動に携わるきっかけは何でしたか。

私は、リクルートの経営をしている当時から、オペラのファンで日本オペラ振興会の理事長もしていましたが、リクルート事件で辞任しました。その後はラヴォーチェと興行団体をつくり、オペラの興行やコンサート活動をしたり、財団法人江副育英会で様々な分野でこれから活躍する若者に奨学金を給付するなどの活動を行っています。

——弁護士、弁護士会に望むことを教えてください。

取調べの全過程の録音録画をぜひ実現していただきたいと思います。以前、弁護士会館に「起訴後の早期保釈を実現しよう」との垂れ幕が掲げられているのを見たことがあります。弁護士会には今後も、起訴後の即時保釈が認められるような運動を広げてほしいと思っています。

プロフィール えぞえ・ひろまさ

昭和11年 大阪市生まれ。昭和35年 東京大学教育学部卒業後、株式会社リクルートの前身である株式会社大学広告を創業。昭和46年 財団法人江副育英会設立。昭和63年 株式会社リクルート会長退任。現在は、財団法人江副育英会理事長およびラヴォーチェ代表として、オペラの普及活動や若手芸術家の支援活動に取り組んでいる。